

2016年9月19日

## 安全保障関連法の強行採決 1年経過における談話

日本労働組合総連合会北海道連合会  
事務局長 杉山 元

昨年の今日・9月19日未明、安全保障関連法は成立した。

憲法学者や元最高裁長官、元内閣法制局長官が違憲とし、各級議会では、反対や慎重審議を求める意見書採択が相次いだ。そして学生や大学関係者、文化人、母親、会社員ら、多くの国民が全国各地のデモや集会で、それぞれの声で反対を訴えた。

しかし、安倍政権は一顧だにせず、歴代内閣が禁じてきた集団的自衛権行使の憲法解釈を変更し、海外での武力行使に道を開き、自衛隊による米軍支援を地球規模に拡大できる法律を強行採決した。

数の力を背景に強行採決された安全保障関連法は、明らかに民主主義を否定し、立憲主義に基づく日本国憲法に違反している。

労働組合は、労働者を人間として認め、「自由と平等」の基本的な人権を求める運動から誕生した。平和、人権、そして民主主義は労働組合運動の基本である。

平和、人権、そして民主主義は、戦後最大の危機にある。法律を行使させはしない。

私たち連合北海道は、この暴挙を決して忘れない。安全保障関連法の廃止を強く求めるものである。

以 上